

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成23年 6 月 30 日

木 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

○富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成23年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第19号

富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立都市公園条例施行規則（昭和52年富山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次項」の次に「又は第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 富山県富岩運河環水公園の環水公園水上遊具庫の利用の承認を受けようとする者は、あらかじめ、環水公園水上遊具庫利用承認申請書（様式第8号の2）を指定管理者に提出するものとする。

第3条の2を削る。

第5条第2項中「及び富山県富岩運河環水公園」を削り、「これらの都市公園」を「県庁前公園」に改める。

様式第8号の2を削り、様式第8号の3中「（第3条の2関係）」を「（第3条関係）」に、「富山県知事」を「指定管理者」に、「第6条の2第1項」を「第6条第1項」に改め、同様式を様式第8号の2とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の富山県立都市公園条例施行規則第 3 条の 2 の規定によりされた承認の申請は、この規則による改正後の富山県立都市公園条例施行規則第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定によりされた承認の申請とみなす。

3 この規則による改正前の富山県立都市公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(都市計画課)